

平成28年10月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成28年10月21日(金曜日)午後2時30分から午後3時28分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第60号) 相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について(教育環境部)

4. 報告案件

1 相模原市議会(平成28年9月定例会議)報告について(教育総務室)

2 平成28年度実施教員採用候補者選考試験について(教職員課)

5. 閉 会

出席者(5名)

教 育 長 野 村 謙 一

教育長職務代理者 永 井 博

委 員 福 田 須美子

委 員 大 山 宣 秀

委 員 永 井 廣 子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 生涯学習部長 佐 藤 暁

教 育 総 務 室 長 杉 山 吏 一 総合学習センター所 長 齋 藤 嘉 一

教 育 環 境 部 参 事 長 井 上 京 子 教育環境部参事 長 荒 井 哲 也

学 校 保 健 課 長 丸 小 野 美 紀 教育環境部参事 長 山 口 和 夫

学校教育部参事 兼学校教育課長	江戸谷 智 章	教 職 員 課 長	佐々木 隆
教職員課担当課長	菊 池 政 弘	生涯学習部参事 兼生涯学課長	藤 田 知 正
ス ポ ー ツ 課 長	菊地原 央	図 書 館 長	細 谷 正 行
事務局職員出席者 教育総務室主任	田 村 雄 一	教育総務室主事	上 原 達 也

開 会

野村教育長 ただいまから相模原市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。

新しい教育委員会制度では、教育長が教育委員会の会務を総理することとされておりますので、会議の進行を務めさせていただきます。

本日の出席は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、永井博委員と私、野村を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

野村教育長 では、改めまして、このたび平成 28 年の 10 月 1 日付けで、教育長に就任いたしました野村でございます。本日の教育委員会の定例会が新しい教育委員会制度に移行して、第 1 回目の会議となります。こうしたことから、冒頭、簡潔ではございますが、ご挨拶をさせていただきます。

まず、基本的な考え方といたしまして、本市が掲げます「人が財産(たから)」の基本理念のもと、市長とよく連携をいたしまして、様々な政策を展開していきたい。このように考えております。

具体的には、今般、県費負担教職員の給与負担等の移譲、それから学習指導要領の改正、こういった教育を取りまく環境が大きく変化する中でございます。こうした中で、特にいじめ問題への対応、それから支援教育の充実、また、子どもの貧困問題への取り組み、こうした大きな教育課題に対しまして、市長事務局との連携をより強化いたしまして、組織的な対応力の向上や情報共有の徹底を図り、課題の解決に当たってまいりたいと考えてございます。

委員の皆様とは、活発な協議を行いながら、さがみはら教育のより一層の推進につながるよう、誠心誠意取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、私から 1 点ご報告を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

13条第2項では、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定めておきまして、教育長に事故がある場合などに、事務に支障を来すことがないように、あらかじめ委員の中から職務代理者を指名することとしております。この規定に基づきまして、平成28年10月1日付けで、永井博委員を教育長職務代理者に指名いたしましたので、ご報告をいたします。

続きまして、日程に入る前に平成28年3月31日に開催いたしました、相模原市教育委員会3月臨時会の日程1、議案第37号「相模原市子どものいじめに関する調査委員会の答申について」における江戸谷学校教育課長の発言内容につきまして、本人より事実と異なる発言があったため、発言を訂正したい旨の申し出がありましたので、ここで、このことについて説明をお願いいたします。

江戸谷学校教育課長 平成28年3月31日に開催されました、相模原市教育委員会3月臨時会における発言につきまして、一部修正をいたしたく、ご説明をさせていただきます。

相模原市教育委員会3月臨時会の会議録、8ページの6行目から記載がございます、「保護者と相談の上、受験終了後に再調査ということでご了解をいただきました。」の発言につきまして、当該保護者でございますお母様より、事実と異なる発言であるのご指摘を受けまして、事実確認を行ったところ、ご指摘通りであったことから、本発言につきましては、「保護者へ受験終了後に再調査をすることをお伝えいたしました。」に発言を訂正させていただきたいと存じます。また、会議録8ページの下、2行目から記載がございます、「お母様の方から再調査をしてほしいという、お気持ちの変わった部分というのがあったと思うのですが、」という田中前委員の発言につきまして、同お母様より、気持ちは変わっていないことから、発言の訂正依頼を受けましたが、田中前委員の発言は、会議録8ページの3行目から記載がございます、「平成26年9月に、お母様から自死を公表して再調査を行ってほしいというご要望をいただきましたので、」という私の発言を受けての発言であり、こうしたことから、こちらにつきましては発言の訂正は必要がないものと考えております。

以上、ご説明申し上げました。事実と異なった発言をしたことにつきまして、保護者様及び皆様、深くお詫びを申し上げます。

以上でございます。

野村教育長 説明が終わりました。この件につきましては、ご了承いただきますよう、

お願い申し上げます。

相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について

野村教育長　それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 60 号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを議題といたします。

事務局より説明をいたします。

新津教育環境部長　議案第 60 号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事について、ご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員について、任期満了に伴いまして、後任の委員を委嘱する必要があるため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 1 号の規定によりまして、提案をいたすものでございます。

はじめに、児童生徒等災害見舞金制度の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、2 枚目の参考資料をご覧いただきたいと存じます。

この制度は(1)にございますように、学校管理下において、児童生徒が負傷、疾病、身体障害または死亡した場合に見舞金を贈呈するもので、表にございますように、5 つの見舞金に区分されております。当該審査委員会におきましては、表の一番下段にございます、特別見舞金の贈呈につきまして、審議を行うものでございます。

(2)の定数及び構成についてでございますが、当該審査委員会は附属機関の設置に関する条例に基づき設置されているもので、学識経験者、保護者の代表、学校関係者の代表から構成されておまして、定員は 10 名以内となっております。

また、(3)のとおり任期は 2 年でございます。

(4)委員会の開催についてでございますが、発生した災害につきまして、条例の規定や過去に前例等がない場合、特別見舞金の贈呈に関して教育委員会からの諮問を受け、審議を行うもので、特別見舞金に該当する案件がない場合は、開催はいたしません。

(5)の開催実績等でございますが、記載のとおり前回の開催は、平成 2 年 3 月 29 日でございます。その後は、特別見舞金の対象となる案件がございませんので、開催されておりません。

1 枚目の議案にお戻りいただきたいと存じます。裏面の下段をご覧ください。

任期満了の方でございますが、学識経験のある者として、相模原市歯科医師会から推薦をいただき委嘱しておりました、小島正裕氏が10月31日をもって任期満了となりますことから、これに引き続きまして、同氏に委嘱をお願いするものでございます。任期は11月1日から2年間でございます。なお、11月以降の委員の構成につきましては、名簿のとおりでございます。

以上で、議案第60号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 委員の人事に関しまして、異存はございません。この災害見舞金審査委員会につきましては、平成2年以降、開催されていないということは喜ばしいことだと思うのですが、すけれども、あまりにも長期間、見舞金が支払われていない背景に、この見舞金の制度が周知しきれていないというようなことはないのでしょうか。

大山委員 私も本災害見舞金審査委員会委員になっておりますので、お答えをいたしますが、大きな事故等があった場合に、この審査委員会に諮って審議するということです。また、特別見舞金以外の小さい事故等の見舞金の申請率は100%に近い数値だと承知しております。

福田委員 この災害見舞金審査委員会に諮るような事案が発生した場合、どのように申請があるのでしょうか。

荒井学校保健課長 学校現場ですので、まずは学校長からということになります。

大山委員 学校現場では、この見舞金の制度は実際に大いに利用されています。

もう一つ、この災害見舞金審査委員会は長期間開催がありませんが、年に1回必ず学校保健課から、1年間の実施報告を受けております。ということで私のもとにも必ず報告は入っています。

永井(博)委員 今のと近い質問ですが、参考資料の4番、委員会の開催で3行、文があるのですが、前半は発生した災害について条例や条例の規定や過去に前例等がない場合、ここまで読むと、要するに過去に同じような事例がある場合というのが裏側であるのですが、あと、文末の特別見舞金の案件がない場合は開催しないと。ちょっと一瞬わかりにくいのですが、平成2年3月29日以降開かれていないということは、特別見舞金の案件が

全然なかったという理解をしていいのか、あるいは、あるのだけれども過去の前例等に踏襲してという事例があったのか、その辺ちょっとお聞きします。

荒井学校保健課長 事例はございます。過去、委員会を開催せずに決裁処理という形で処理をしている案件が3件ございます。これは何故かと言いますと、交通事故の案件ということで、昭和59年に1回交通事故で委員会に諮っております。それを前例として、平成2年と平成6年に3件、交通事故による死亡事故が発生しまして、それをもって前例があるということで審査会は開催せずに、決裁処理で支給をさせていただくという案件はございます。

福田委員 ちょうどこの事例が騎馬戦競技となっておりましたので、実際に今、取り沙汰されている案件でもありますので、その騎馬戦競技に関して事故等につながったものというのは、この10年間ぐらいでなかったのでしょうか。

荒井学校保健課長 騎馬戦での事故はありません。

野村教育長 他に質疑、ご意見等ございますか。

(「なし」の声あり)

野村教育長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第60号、相模原市児童生徒等災害見舞金審査委員会委員の人事についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

野村教育長 ご異議ございませんので、議案第60号は可決をされました。

相模原市議会(平成28年9月定例会議)報告について

野村教育長 続きまして、報告事項1、相模原市議会(平成28年9月定例会議)報告についてにつきまして、事務局より説明をいたします。

杉山教育総務室担当課長 報告事項1につきまして、ご報告をさせていただきます。

市議会9月定例会議につきましては、8月25日から9月30日までの日程で開催をされました。お手元にお配りしてございます資料につきましては、9月定例会議におきます代表質問と一般質問、この中で教育委員会に関係をします質疑につきましての一覧となっております。お手元の資料、3ページをご覧くださいと存じます。

代表質問の項目になりますが、4人の議員から合計22問の質問がございました。質疑の内容につきましては、4ページから12ページのとおりでございます。

続きまして、16ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは一般質問の項目になっております。一般質問につきましては、16名の議員から合計50問の質問があり、質疑の内容につきましては次の17ページから33ページのとおりでございます。

なお、代表質問及び一般質問の概要といたしましては、学校教育に関わる分野といたしまして、子どもの特性に合った教育的支援の充実、インクルーシブ教育、食育、英語教育などについてのご質問がございました。

続いて、生涯学習に関わりますご質問につきましては、公民館の有料化、淵野辺公園におきます新たな体育施設の整備基本構想など、こういった内容についてご質問がございました。

本日ここで一つ一つの質問と答弁に関するご報告は省略とさせていただきますが、それぞれの質問と答弁に関しまして何かご質問、ご意見等ございましたら、本日各担当課の方からお答えをさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

野村教育長 説明が終わりました。ただいまのことにつきまして、質疑等がございましたらお願いをいたします。

大山委員 先ほどの災害見舞金審査委員会の件に関係してくるんですが、18ページの県立の養護学校に通う子どもたちは、相模原市の小中学校の保護者とは違って負担金があるというようなことで記載がありますが、これは県立だからそこまで立ち入れないということなのか、あるいは一生懸命、今、努力しているのだと言うようなことなのでしょうか。実情をちょっとお伺いしたいのですが。

新津教育環境部長 この児童生徒等の災害共済給付金の保険料につきましては、設置者と保護者が負担すると法律で決まっております。本市では、当初から保護者の負担を軽減しようということで、設置者である相模原市が全額負担し、保護者負担を求めないでやっています。

県立の養護学校につきましては、今申し上げましたように設置者は神奈川県でございますので、そこへ市が立ち入ることはできないというふうなことでございます。

大山委員 現状はできないけど、今後、神奈川県にはどのように働きかけをしていくのか。

新津教育環境部長 そこにつきましては、神奈川県の方へこの名目で出せなければ、例えば、障害児者をもつ保護者のために何らかの施策がとれないか、ストレートではないか

かもしれませんが、そういった形ができないかという働きかけをしてみたいと考えてございます。

福田委員 4ページの人権教育というところにつきまして、お伺いしたいと思います。

いじめの問題、特別支援の問題、様々なところが人権というところにかかわってくるわけですが、相模原市では子どもたちに人権認識を高めていくために、しおりをこども青少年課と学校教育課が連携しながらつくられた経緯があって、実際にしおり等を学校教育の中で活用するというような方向性でした。またそれをものを知るという段階から、そろそろ子どもたちに人権感覚を身につけて、活動できる、仲よくできるとかというようなところにつながっていくような仕組みの方にも変えていかなければいけないかなと思いますが、まずは、しおりの方がうまく活用されているかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

江戸谷学校教育課長 現在、各学校では当然委員もご存じのとおり、人権教育ということについてはその人権教育の時間というものが特設設定されているわけではなくて、あらゆる教育活動の中でまさに人権感覚をしっかり磨くということで、全教育の中で取り組まれていると承知をさせていただきます。

教職員の指導もしくは研修につきましては、現在、人権福祉教育担当者会というのを設けまして、年に2回ほどでございますが、我々指導主事の方から担当の教職員に対して人権学習に役立つ資料の提供であるとか、研修の充実を図っているところでございます。

また、人権教育の研究校を小中学校にそれぞれ1校ずつ設けまして、鋭意実践を行っていただきまして、その成果を全109校に発信をしていただいているところでございます。

あわせて子どもの方につきましては、今、人権移動教室という神奈川県の実策ではございますけれども、毎年8校ほど人権移動教室として、横浜の国際人権センターの方から講師を派遣をいただきまして、人権尊重、生命の大切さ、国際理解等につきまして、子どもたち向けに授業を行っているところでございます。また、特に中学校では職場体験等におきまして、福祉施設を訪問したり、もしくは総合学習等の時間の中で障害者への理解ということで様々な授業を展開をさせていただいております。特に高齢者施設の方々との触れ合いということでは小中学校ともかなり積極的に行われているかなと思っております。

子どもたちはそういった日常の学習活動の中で、人権の大切さ、命の大切さにつきまして、しっかり学習されているものと承知をしております。

福田委員　子ども青少年課とも連携しながら、今やはり多岐にわたって人権の問題というのが出てきていますので、31ページのところにも性的マイノリティの問題であるとか、あと虐待の問題とかそういうようなことも含めて、やっぱり子どもを尊重するというような意識を高め、かつ学級づくりの中でも具体的にいかされるような取り組みに高めていくためには、ぜひ人権福祉教育担当者会等で実践が必要だと思います。関係職員等を集めて研修し、かつ、そういった形で広まっていくことをお願いしたいと思います。

大山委員　17ページの障害者への支援拡大に向けた取り組みということで、「きこえとことばの教室」ということなのですが、これが特別支援学級ではこういった制度はないという法律上の規定の内容を伺います。また、「きこえとことばの教室」の専門的な指導、この辺非常に大事だと思うのです。通級ですごく役立っていることをなんで特別支援学級に反映されないのか、単に直接ではなくて間接的に特別支援学級の教諭にお話しするというだけでは、なかなかほど遠いのではないかと、専門的な技術が必要かなと思います。その辺の見通しについても、伺います。

江戸谷学校教育課長　まずは、その通級指導における法律的な根拠ということでございますが、学校教育法施行規則第140条に、通級指導教室にかかわる部分で、特別支援学級の児童及び生徒を除くということが明確に記載がされております。このことによりまして、特別支援学級にいるお子様たちへの「きこえとことば」につきましては、指導が行われていないというのが現状でございます。ただ、今、大山委員に御指摘いただいたところにつきましては、日常的に可能な範囲の支援ということは、大事な部分かなと思っております。現在、相模原市では答弁の中にもございますとおり、特別支援学校のセンター的機能をフルに活用させていただきまして、そこでの専門性を各学校にしっかり周知を行い、言語聴覚士等の専門的な指導がそれぞれの特別支援学級等で反映がされるようにということで、現在働きかけを行っているというところでございます。

福田委員　8ページのところでございます、ちょっと小さいと言えれば小さいことかもしれませんが、私ずっと気になっておりましたことの中に、職員室の電話というのが出ております。学校というのは今、教育基本法も改正されて学校、家庭、地域の連携を強めようというようなことが21世紀に入ってから強く言われております。なかなか開かれたという、うまく連絡するということが難しい面があって、私も教職にかかわってまして学生を実習等に送り出すときにも、学校に連絡をつけるのがちょっと難しい面がございます。それで、先生がとられてご対応いただいたのに結果的にうまくつながらなくて、学生が行

ったら「え、何のこと」みたいなことが実際に起こったこともございました。そういう面で、学校の職員室で不特定の職員に電話を取らせるというようなことはないようにですね、責任をもって対応していただけるような形に、ここにありますように増やす方法とかいろいろ出てますので、ぜひ前向きにご検討願いたいと思います。

野村教育長 学校現場での電話等の充実について事務局で何か回答はありますか。

井上学務課長 連絡はスムーズにということで、回線の増設につきましては、やはりご要望も強いことですので今後検討していくということで、考えているところでございます。

野村教育長 現場でのご要望も、電話についてはいろいろあると私も聞いています。

福田委員 受け取れる人をなるべく1本化できるような方向も合わせてですね、ご検討願えるといいのではないかなと思います。市民の方々、保護者の方々、また関係者等、本当にうまく学校と連携していこうという気持ちがあっても、連絡がなかなかつかないという難しい面もございますので、電話対応の基本的な流れが標準化できるといいなということで、ご検討願いたいと思います。

野村教育長 引き続き課題として、検討を続けることとしたいと思います。

大山委員 図書館についてということで、17ページ上の方なのですが、ここには視聴覚障害者への対応ということで、今後こういった障害者に対する障害者差別解消法が実施されて、非常に大事なのかなと私も共鳴しますけれど、その前に図書館の全体として、相模原市において市民一人当たりの図書購入費というのが、三桁くらいであるというようなことを耳にしまして、非常にお寒い限り、文化都市としてこれによろしいのかなという気がしましたので、現状、他の市町村と比べて市民一人当たりの購入費、それから、図書購入費というのは現状どのくらいになっているのかなということを知りたい。

野村教育長 事務局の方で具体的な数値等について、発言できますか。

細谷図書館長 まず、図書購入費の政令指定都市の中でどれくらいの位置にいるかというお話ですけれども、これにつきましては、残念ながら購入費については政令指定都市の中で、一番低い金額になっております。金額につきましては、ちょっと大ざっぱですがけれども、平成27年度の予算で約4,300万円ほどとなっております。

野村教育長 昨年度4,300万円、市民一人当たりになると、どうでしょうか。

細谷図書館長 市民一人当たりにつきましては、人口の規模もありますので決して一番最低ではないのですが、購入費自体が一番少ないということになります。

野村教育長 文化都市を目指す上では大変重要な要素でありますので、予算対応ができな

いとすれば、他の対応でいかに蔵書を増やすか、いろんな工夫を考えたいと思います。

福田委員 すみません。合わせて学校図書館の方も洗い直していただきたいなと思います。

それと本当に借りて行って読めるような仕組みづくりとかですね。本も充実は大事だと思うのですが、やっぱり子どもが読むということについての仕組みを少し工夫していくというか。

学校によっては、下駄箱のところに近いところに図書館をちゃんとおいてるとか、いろんな図書館のあり方が全国的にいろいろ検討されているところもあるようですので、やっぱり子どもの読んでいる率が高い学校図書館だとか、地域の図書館の取り組み等を調べていただきまして、そういうふうに見たいと思います。

野村教育長 本市でも学校での取り組みとして、読書時間をより増やそうということは大きな方針の1つにもなっていますので、そのことについては、さらに向上できるようなことを考えてまいりたいと思います。

学校教育部で、このことについてご意見ありますか。

土肥学校教育部長 今、ご指摘いただきましたいわゆる読書の勧めといいますが、学校の中でのそういう教育については大変重要なことと今現在でも捉えておりまして、各小中学校に図書整理員という教職員以外に、いわゆる子どもたちが図書室を利用しやすい状況を整える、あるいは子どもたちのそういう意欲を高めるような工夫、環境整備等をやる職員がおりまして、日々そうした活動に取り組んでおります。多くの学校が本の読み聞かせでありますとか、朝に読書の時間を取って、できるだけ子どもたちが読書をする習慣がつくように、そういう時間を確保するような取り組みを進めているところでございます。

図書室の設置場所等については、なかなか難しい状況等もございますけれども、そうした各学校での子どもたちの本を読む習慣をつくっていく、本への興味・関心を高めていくような取り組みは、今後も継続してさらに進めてまいりたいと思います。

永井(博)委員 33ページの下、いわゆる相模原教育一般についてのことですが、幾つも課題はあるのですが、私が日ごろ感じていることは、学校ではちょうどこの答弁の真ん中辺のことですけれども、ベテランの教師が大量に退職する時期になったと。そこで、若い人たちにどうやってつなげていくかというのが大きな課題だと思います。特に、授業、あるいは学級づくり、集団づくり、そういうところはやはり経験者の持っているノウハウといいますが、技術というのは大変大きなものだと思っています。そこで、若手教員にどうやってつなげていくかというようなことを、具体で考えていかないといけないの

だと思うのですが、学校は大変今忙しくて、なかなか先生方自身に一人ひとりに余裕がない中で、年上の人たちの技量・技術を若い人につなげていくというのは、とっても難しいことだと思います。その辺のことを何か工夫をしてやってほしいと思っているのですが、今後の考えていることだとか、方向性だとか、もしお考えがありましたらお伺いをしたいと思います。

土肥学校教育部長 今、委員ご指摘のようにベテランの教職員の大量退職に伴って、それから若手教職員が増えている中で、若手教職員の授業力でありますとか、あるいは学級づくり、集団づくりの力量、教師力を高めていくことは本当に喫緊の課題だと捉えておりました、もちろん市全体の中でもそういう、いわゆる経験年数にあわせた研修の充実というのは、一つ取り組んでいるところでございますけれども、各学校におきましても、ただ教えるというそういう日々の営みだけではなくて、意図的に例えばメンター制ということで、非常に近い、若い世代の少し先輩とコンビを組ませて、マンツーマンでいろいろな指導をしていくという態勢をつくっている学校が増えております。また、教職員の中にも必ずしもベテランではなく、中堅でも自分の得意分野を持っている教職員がかなりおりますので、そういう校内でのいわゆるミニ研修会、それも主体的にその中堅の教職員が研修会を開くことで、多くの時間をそこにさくというのはなかなか忙しい中で難しい状況がありますけれども、放課後にちょっと時間を意図的に設定をして、若手教職員を集めて学級経営のノウハウを若手教員に伝えていくような研修を行っている学校もあります。実を言いますとそれを管理職の方からそういう研修をやるような働きかけをすることで、その中堅教職員が主体的に研修を行い、若手とのコミュニケーションを図りつつ、その中でノウハウを伝えていくような、職場のどちらかというところ、がちっと固まった研修というより、あいたすき間の時間をうまく活用した少人数での研修等々を積極的に進める中で、若手の育成というものを管理職主導でありながら、管理職が直接教えるということではなく、教職員間で指導する、そういう体制づくりで進めていく学校が今、非常に増えてきて、それを教育委員会といたしましても積極的に校長先生、教頭先生を通して各学校で進めていただくように、今、働きかけているところでございます。

野村教育長 今、ご指摘いただいた課題は大変重要な課題だと認識しています。市の組織の中におきましても、今度の平成29年3月の退職者というのが1番ピークを迎えます。現在、この市の組織の中でも、中堅の職員の層が極端に薄く、今まさにご指摘いただいた課題というのは市の組織全体でも同じことが問題となっております。このことについては、

市の方でも再任用の職員の活用を含めまして、知識ですとか、技術というのが確実に承継できるような対応策というのをまさに検討しておりますので、今、学校教育部長からも対応策のお話がありましたが、引き続き力を入れて検討してまいりたいと思います。

永井（廣）委員 8ページの下の方の、空調設備の拡充についてなのですが、大変お金がかかることだと思うのですけれども、計画的に進めていただいておりますが、ちょっとスケジュールの遅れがあるということなので、当初5年間ぐらいで全部に設置し終わるという計画だったかと思うのですが、もちろん受験に関係するので中学校から始めていただくということで、ただ、今もそうですけれども、夏がとても暑くなっておりますので、なるべく早い設置が望ましいかと思うのですが、どのぐらいで全部の学校に設置がし終わる計画なのでしょうかということと、それが、予算の関係で大変だということですが、なるべく速やかにできるように、こういった計画を立てているのかということをお聞きしたいのですけれども。

山口学校施設課長 空調設備の設置の関係です。中学校から順次整備をさせていただいておりますけれども、今年度、中学校9校の整備を予定しております。あと、残りの中学校につきましては来年度9校、実施できれば中学校が完了するという予定になってございます。ただ、来年度以降につきましては、現在、市総合計画の後期実施計画の策定、また、予算編成という状況でございますので、教育委員会といたしましては、もちろん子どもたちのことを考えれば早めに設置したいというふうなことはございますけれども、予算を今審議中、まだ計画の策定中ということでございますので、教育委員会としては何とか要望しておりますが、これから計画の策定の議論の中でどういうふうな状況になるかということにつきましては、ちょっと現段階では明確なお答えができないような状況でございます。申し訳ありません。

新津教育環境部長 この件につきましては、非常にに心苦しく思っております、実は一昨日、文部科学省へ行ってまいりまして、国庫補助が滞ると計画的な整備ができないということで、じかにお話をさせていただきました。そういったことを去年から繰り返しております、国ではここで今話題になっております大型の補正予算を組んでおりますけれども、その中でかなり我々の言っている部分を通していただきましたので、今考えているよりかは若干は何かかなるのかなと思っておりますのですが、いかんせん、国庫補助がどうなるかというところがかかっていますので、今後もこういった困り具合を国の方に伝えて、なるべく早くできるようにしてまいりたいと考えています。

永井（廣）委員 子どもたちの良好な教育環境の改善を図るためというふうに書いてありますけれども、これはもちろんのことですが、そうすると先生方の職場環境の改善にももちろんつながることだと思いますので、ぜひ早急な実施をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

野村教育長 今、教育環境部長の方からも答弁がありましたけれども、教育委員会としても非常にプライオリティーの高い事業だという位置付けはしておるところですが、繰り返しになりますが国庫補助の獲得というのが必須な事業でございます、どうしてもそのことに左右される部分があるということでございます。このことについては、非常に重要だと捉えていますので、引き続きしっかりやってまいりたいと思います。

福田委員 23ページ、生涯学習、公民館について、相模原市の公民館というのは、やはり相模原市の文化を支える大きな柱だと私は考えてきました。そういうところで、これから使用料の導入に伴ってというようなことで、今ヒアリング等が行われておりますけれども、どういうふうな流れで、今、この問題を取り扱っているのか、ちょっと流れと今後の見通し等をお話してください。

藤田生涯学習課長 この問題につきましては、受益者負担の導入という柱ではございますけれども、発端は平成7年、行財政の改革の中で、収入を増やして支出を減らすというところの中で、1つ使用料というものを導入してはどうかというところが発端にはなっております。その後社会教育委員の会議の中で、公民館のあり方等をいろいろ検討していただき、いろいろ意見をいただいた中ではございますけれども、平成24年度に使用料の受益者負担について、法律上いただけないところを除いていただいくという、そういう大きな方針も市で立ちましたものですから、それとあわせまして、また社会教育委員のご意見等を伺った中で、平成25年度に市において受益者負担の導入を検討しなさいということもございまして、その中で市民のご意見を伺いながら、この件について検討するという流れでございます。それで、この公民館の運営に深く携わっていただいております公民館の運営協議会というのが市内32公民館の中の27カ所、津久井地域の方ではまとまって建てられているところもございまして、そちらの方に9月から年内ぐらいを目途として、考え方をお示するとともにそういったご意見を伺っているところで、昨日までに27のうち10カ所終わっているところでございます。

野村教育長 いかがでしょうか。他に質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。他にございませんか。

(「はい」の声あり)

平成28年度実施教員採用候補者選考試験について

野村教育長 では、次に移りたいと思います。

次の報告事項の2、平成28年度実施教員採用候補者選考試験についてにつきまして、事務局より説明をいたします。

佐々木教職員課長 それでは、報告事項2についてご説明をさせていただきます。

平成28年度実施、相模原市立学校教員採用候補者選考試験、最終結果についてでございます。

お手元の資料をご覧ください。募集数につきましてですが、小学校105名程度、中学校62名程度、養護教諭10名程度、計177名程度の募集に対しまして、応募者数832名、合格者数につきましては186名を合格といたしました。内訳についてでございますが、小学校105人の募集に対して、114名の合格を出しました。これについては、毎年辞退者が出るということと、大学院修業等で延期者がいるということで、それを見込んでの114名の合格でございます。

中学校につきましては、どの教科について辞退が出るかという予測が難しいことから、募集数とほぼ同数の合格者程度とさせていただきました。国語と技術科につきましてはこちらで設定した基準点よりも点数が低かったため、募集数よりも少ない合格者となっております。美術につきましては、1名程度の募集に対して合格者を2名出しておりますが、これについては、年度途中で早期退職者が出たため、さらに1名の追加の合格が可能となったことから2名の合格を出しております。

計186名の合格者を出しまして、倍率につきましては、小学校2.9倍、中学校、計で5.7倍、養護教諭5.5倍、合計で3.9倍となっております。

また、年代別合格者につきましては、下の表にございますとおり、20歳代が186人のうち、161人。これは86.6%に相当いたしますが、20歳代が多く合格をしているというところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

野村教育長 説明が終わりました。このことにつきまして、質疑等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

永井(廣)委員 今年度から選考の仕方が少し変わっているかと思うのですが、そのこと

の効果はまだわかりませんか。どういう違いがあったのかということをお教えいただきたいのですけれども。

佐々木教職員課長 本年度より面接の方法を変え、より精度を上げるために多面的な面から見る方法と、一貫してみる方法と、2つの面接を試してみました。効果についてですが、採用された教員につきましては追跡で調査をしていますので、今後採用されましたら、しっかりと効果を検証していきたいと考えております。

野村教育長 いずれにしても、効果測定というか、それが大事ですね。

福田委員 昨年度の倍率で見ますと、大方のところはちょっと低くなっているかと思うのですけれども、やはりたくさんの応募者があるようにということで取り組みがあるかと思うのですが、今回はどのように分析されているのでしょうか。

佐々木教職員課長 倍率についてでございます。小学校3.2倍から2.9倍と倍率は下がっておりますが、応募者数につきましては、昨年度348名の応募者数が今年は373名と増えております。これは、募集数を90名から105名に募集数を増やしたための小学校は倍率の低下というふうに捉えています。

その他、中学校と養護教諭につきましては、若干の応募者数も減っております。県内、他市、それから東京都等についても全体的に応募者数が実はここは減っている状況ではあります。これについては、地方の募集が増えてきたこと、あるいは、一般企業における採用選考の開始時期の前倒しにより一般企業と教員採用のかけもちが難しくなったことなどが原因と捉えています。

大学訪問につきましては、校数を増やし引き続き相模原市の魅力についてアピールをしっかりとしていきたいと考えております。

野村教育長 市の職員の採用試験も同様ですけれども、人事委員会の方でも随時新たな取り組みですとか、またはPR方法ですとか、この辺については常に工夫をしているところでございますが、やはり教員の採用試験も同様、何よりもまずは相模原市の魅力というのがしっかりあって、それがPRできるという、まずそこが基本だと考えておりますので、引き続きこの点については、優秀な職員が集まるようトータルな取り組みが必要だと思っておりますので、しっかりとやりたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、報告事項については以上でございます。

では、最後に次回の会議予定日でございます。11月4日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定としたいと考えてございます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

野村教育長 それでは、次回の会議は11月4日金曜日、午後2時30分開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。

閉 会

午後3時28分 閉会